



◎内務省土木試験所談話會

九月中に開催したる土木試験所の談話會に於ける話題は次の通りである。

第一五七回技術談話會話題

時日 昭和十二年九月十日(金) 午後二―四時

場所 本郷區駒込上富士前町二六 内務省土木試験所講堂

一、波の壓力測定装置に就て(二〇分)……………松尾 技師

細谷已知雄

二、河底の洗掘に關する調査方法と實驗並に毛馬及

び瀬田川洗堰の洗掘堆砂の現狀に就て(二〇分)

……………横田周平

三、貨物自動車の重量に就て(二〇分)……………兵藤 技師
 四、コンクリート鋪裝の龜裂の發生に就て(二〇分)
 ……………金子 技師

第一五八回技術談話會話題

時日 昭和十二年九月二十二日(水曜) 午後二―四時

場所 本郷區駒込上富士前町二六

内務省土木試験所講堂

一、利根川河口の洪水時及び大潮時に於ける流速に關する實測結果に就て……………(二〇分) 八 木 技 手

二、鋪裝用瀝青乳劑の現行規格に就て

……………(二〇分) 福 島 彌 六

三、丸鋼の鍛接の強度並に此れと熔接強度との比較

……………(二〇分) 青 木 技 師

四、洪水流に關する二、三の問題

……………(二五分) 伊 藤 剛 技 師

以 上

◎交通機關調整法案

會て本會幹事であつた代議士田中好氏外一名は現在都市及其の附近に於ける交通機關は其の種類頗る多く混雜する實情に在るを以て之を連絡調整し經營の合理化を期する必要ありとし左の如き法案を第七十一議會に提出したが審議未了に終つた。

交通機關調整法

第一條 本法ニ於テ交通機關ト稱スルハ地方鐵道事業、

軌道事業、自動車運輸事業及勅令ヲ以テ指定スル事業ヲ

謂フ

第二條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ都市計畫法第

二條ニ規定スル都市計畫區域内ノ交通機關經營者ニ對シ

左ノ事項ヲ命令スルコトヲ得

一 會社ノ設立及合併

二 事業ノ買收

三 事業ノ共同經營

四 營業又ハ運轉ノ管理

五 事業ノ全部又ハ一部ノ廢止

六 線路又ハ設備ノ新設、變更、廢止又ハ共用

七 運賃ノ變更又ハ連絡若ハ直通運輸其ノ他運輸上ノ協

定

八 前各號ノ外交通調整上必要ト認ムル事項

第三條 主務大臣調整ヲ命令セムトスルトキハ交通調整

委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

交通調整委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 交通機關經營者第二條ノ命令ヲ受ケタルトキハ

主務大臣ノ指定スル期間内ニ協議ヲ爲スヘシ協議調ハサ

ルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス

前條ノ規定ハ前項ノ裁定ニ付之ヲ準用ス

第五條 第二條第二號ノ規定ニ依リ買收ヲ命シタル場合

ニ於テ交通機關經營者カ兼業ヲ營ムトキハ其ノ兼業ニ屬

スル資産ノ處分ニ付前條ノ規定ヲ準用ス

第六條 第二條第一號ノ規定ニ依ル會社ハ配當率ヲ異ニ

スル株式ヲ發行スルコトヲ得

合併又ハ事業ノ買収ニ因リテ解散スル會社ハ前項ニ規定

スル會社ノ株式ヲ以テ殘餘財産ノ分配ヲ爲スコトヲ得

第七條 國又ハ公共團體ハ第二條第一號ノ規定ニ依ル會

社ノ株主ト爲ルコトヲ得

關係公共團體ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項會社ノ社債ニ

對シ保證ヲ爲スコトヲ得

第八條 本法ノ規定ニ依リ爲ス左ノ事項其ノ他之ニ關聯

スル事項ニ付テハ國稅及地方稅ヲ免除ス

一 會社ノ新設若ハ解散又ハ資本ノ増加若ハ減少

二 營業又ハ財産ノ移轉

第九條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル

所ニ依リ會社定款ノ變更、每營業年度ノ事業計畫、事業

費及事業收支ノ豫算決算並剩餘金ノ處分ニ付認可ヲ受ケ

シムルコトヲ得役員ノ任命及解任ニ付亦同シ

第十條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ調整ヲ命シタ

ル交通機關ニ參與スルコトヲ得參與ハ左ノ事項ニ付交通

機關經營者ノ諮問ニ應ス

一 運賃又ハ料金ノ制定又ハ變更

二 商法第九十條ニ掲ケタル書類ノ作製

三 前各號ノ外事業經營上重要ナル事項

參與ハ交通機關經營者ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第十一條 本法ノ規定ニ依リ命シタル事項カ地方鐵道法、

軌道法、自動車交通事業法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ

依リ許可又ハ認可ヲ受クルコトヲ要スルモノニシテ命令

ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スモノハ當該規定ニ依ル許可又ハ認

可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十二條 第四條ノ裁定中金額ノ裁定ニ關シテ不服アル者

ハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

但シ訴訟ハ主務大臣ニ對シテ之ヲ提起スルコトヲ得ス

第十三條 第四條及第九條ノ規定ニ違反シタルトキハ主務

大臣ハ地方鐵道法、軌道法、自動車交通事業法又ハ之ニ

基キテ發スル命令ニ依ル免許、特許、許可又ハ認可ヲ取

消スコトヲ得

附則

我邦に於て稀有なる計畫である。

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

交通機關調整法案理由書

現在都市及其ノ附近ニ於ケル交通機關ハ其ノ種類頗ル多ク混雜スルノ實情ニ在ルヲ以テ之ヲ連絡調整シ經營ノ合理化ヲ期スル必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

◎近刊圖書雜誌

◎昭和十年年度直轄工事年報 (内務省土木局)

昭和十年度に於て施行したる治水、港灣、國道等の工事に關する諸材料を輯録したるものであるが、例年よりは特に其刊行を三ヶ月間はやめ得たので本年中には更らに十一年度分を刊行せんとして當局係員は其の編纂に努力して居る。

◎圖書件名目錄附錄江木文庫洋書分類目錄 第一輯

立憲民政黨政務調査館の編纂する所で其藏する所實に二萬數千卷の多きを數ふるとの事である。此種件名目錄は

◎科學知識 (九月號)

◎セメント界彙報 (九月號)

◎法律時報 (第九卷九號)

(大森英太郎氏、ザンデルの國家主體說排疊論)

◎土木學會誌 (二三卷九號)

(原本修造、吉田朝次郎兩氏、日ノ影線綱ノ瀨拱橋工事に就て)

◎公園綠地 (八月號)

◎コンクリートのウォーカビリティーに關する文獻

「日本ポルトランドセメント同業會編纂」

◎技術日本 (八月號)

(宮本武之輔氏、革新的國策樹立の要件)

◎電氣通信學會雜誌 (一七三號)

◎セメントコンクリート道路 (四七號)

(獨逸國有自動車道鋪裝工事示方書)

◎セメントコンクリート道路 (四八號)

○銚子漁港道路鋪裝工事報告

○日立評論 (二〇卷九號)

○汎交通 (三八卷八號)

〔石田二郎氏〕米國航空路施設の概要と空陸連絡輸送に就て。上野長三郎氏〕歐米の港灣を視察して

○鐵道軌道經營資料 (二〇卷八號)

〔藤田六郎氏〕箱根、伊豆、富士五湖を一丸として生れたる大型事業の統制組合富士伊豆箱根遊覽自動車組合の解剖。鐵道省監督局陸運第一課〕米國州際自動車運送法其ノ一

○自警 (九月號)

○乗合自動車 (一一卷八號)

○時局匡救「河川砂防」專業報告 (昭和九年度)

(愛知縣土木部)

○都市問題 (二五卷三號)

〔入江俊郎氏〕市町村吏員の任用及訓練。弓家七郎氏〕イギリスに於ける地方自治體の監督

○警察協會雜誌 (九月號)

〔高山薰氏〕時局と犯罪

○港灣 (一五卷九號)

〔辰馬鎌藏氏〕本邦港灣の大勢に就て。田北隆美氏〕獨逸重要港に於ける港灣管理と經營下。原田武氏〕港灣勞働研究の要

○水利と土木 (一〇卷九號)

○大 大 阪 (一三卷一〇號)

〔竹中龍雄氏〕法律學上の公企業と行政學上の公企業

○大阪商工會議所月報 (九月號)

(交通國策と産業)

+

x